

保護者各位

東京都立田園調布特別支援学校長
川崎 淳子

学校感染症の取り扱いについて

学校保健安全法及び同法施行規則において、学校で予防すべき感染症の種類を定めており、その病気にかかった場合は、「出席停止」の期間を決めて流行を抑える措置がとられています。

これらの病気の期間は「出席停止」扱いになります。病気が治って登校する時は、必ず医師の許可を得てください。特に医師の治癒証明書はいりませんが「出席停止解除願」に保護者が記入し、登校の際に担任へ御提出ください。なお、登校の際、感染のおそれがある場合や病気によっては、医師の証明書を御提出していただく場合もありますので御了承ください。

	種 類	出席停止期間の基準
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) ・鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る) 	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ(上記の鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	発疹が消失するまで
	・水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	・結核	感染の恐れがないと認めるまで
・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	・コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・細菌性赤痢	
	・腸管出血性大腸菌感染症	
	・腸チフス	
	・パラチフス	
	・流行性角結膜炎	
	・急性出血性結膜炎	
・その他の感染症 ※		

* 学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を講じることができる病気。

感染性胃腸炎、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ等

(令和5年5月一部改正)

<問合せ先>

東京都立田園調布特別支援学校

副 校 長 鈴木 泉子

主任養護教諭 松崎 理恵

電 話 3721-6861

出席停止解除願

東京都立田園調布特別支援学校長 殿

_____年 _____組 生徒名_____

出席停止期間 (病気にかかっていた期間)	令和 _____年 _____月 _____日 ~ 令和 _____年 _____月 _____日
疾患名 (病名)	
受診、治療した 医院及び病院	

上記の病気のために休みましたが (学校を出席停止になっておりましたが)、医師より登校してもよいと言われましたので出席停止の解除をお願いします。

令和 _____年 _____月 _____日

保護者名_____

※この用紙は、学校感染症にかかり、治って登校する日に、保護者の方が記入して担任へ御提出ください。

担任→保健室